

平成 27 年 5 月 18 日
関西電力株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第 19 条第 12 項の規定にもとづき届出を行なった選択約款のはび e タイム（平成 27 年 6 月 1 日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第 47 条の 3 の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、7（料金）、附則 2（料金その他の供給条件についての特別措置）および附則 4（料金についての特別措置）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 3 位で、別表 6（燃料費調整）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 4 位で四捨五入しております。

(1) 7（料金）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭 （円 銭）	円 銭 （円 銭）
基本料金		
1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	2,160.00	160.00
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	388.80	28.80
電力量料金		
昼間時間（デイトタイム）		
1 キロワット時につき		
夏季料金	38.89 （ 2.03）	2.88 （ 0.15）
その他季料金	35.54 （ 2.03）	2.63 （ 0.15）
生活時間（リビングタイム）		
1 キロワット時につき	27.32 （ 2.03）	2.02 （ 0.15）
夜間時間（ナイトタイム）		
1 キロワット時につき	13.10 （ 2.03）	0.97 （ 0.15）

(注) ()内には、特別変動可変費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
5 時間通電機器割引額 5 時間通電機器の総容量 (入力) 1 キロボルトアンペアにつき	140. 40	10. 40
通電制御型蓄熱式機器割引額 通電制御型蓄熱式機器の 総容量 (入力) 1 キロボ ルトアンペアにつき	129. 60	9. 60
最低月額料金 1 契約につき	432. 00	32. 00

(2) 附則 2 (料金その他の供給条件についての特別措置) に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭 (円 銭)	円 銭 (円 銭)
基本料金 1 契約につき最初の10キ ロボルトアンペアまで	2, 160. 00	160. 00
上記をこえる1キロボル トアンペアにつき	388. 80	28. 80
電力量料金		
昼間時間 (デイトタイム) 1 キロワット時につき		
夏季料金	38. 89 (2. 03)	2. 88 (0. 15)
その他季料金	35. 54 (2. 03)	2. 63 (0. 15)
生活時間 (リビングタイム) 1 キロワット時につき	27. 32 (2. 03)	2. 02 (0. 15)
夜間時間 (ナイトタイム) 1 キロワット時につき	13. 10 (2. 03)	0. 97 (0. 15)

(注) ()内には、特別変動可変費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
5 時間通電機器割引額 5 時間通電機器の総容量 (入力) 1 キロボルトア ンペアにつき	140. 40	10. 40
通電制御型蓄熱式機器割引額 通電制御型蓄熱式機器の 総容量 (入力) 1 キロボ ルトアンペアにつき	129. 60	9. 60
最低月額料金 1 契約につき	432. 00	32. 00
はぴ e プラン割引上限額 1 契約につき	3, 240. 00	240. 00

(3) 附則 4 (料金についての特別措置) に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭 (円 銭)	円 銭 (円 銭)
電力量料金		
昼間時間 (デイトタイム)		
1 キロワット時につき		
夏季料金	37. 98 (▲0. 91)	2. 81 (▲0. 07)
その他季料金	34. 63 (▲0. 91)	2. 56 (▲0. 07)
生活時間 (リビングタイ ム)		
1 キロワット時につき	26. 41 (▲0. 91)	1. 95 (▲0. 07)
夜間時間 (ナイトタイム)		
1 キロワット時につき	12. 19 (▲0. 91)	0. 90 (▲0. 07)

(注) ()内には、7 (料金) および附則 2 (料金その他の供給条件につ
いての特別措置) に定める料金率との差引きを内数として記載

(4) 別表 6 (燃料費調整) に定める基準単価

単 位	基 準 単 価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
1 キロワット時につき	0. 211	0. 016